



基発0412第13号
平成25年4月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(抄)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)が本日
公布され、車両系建設機械関係は同年7月1日から、食品加工用機械関係は同年10
月1日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、
下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期
されたい。

記

第1 改正の趣旨

1 食品加工用機械関係(第2編第1章関係)

- (1) 食品加工用機械を原因とする休業4日以上之死傷労働災害が年間2,000件程
度発生しており、その中には、指の切断など後遺障害が残る重篤なものも多く
含まれている一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が規定されていない
ことから、食品加工用機械による労働災害の防止を図るために必要な措置を規
定したものである。
- (2) 食品加工用機械を含めた機械一般について、目詰まり等の調整時の労働災害
が多いことから、基準として必要な措置を規定したものである。

2 車両系建設機械関係
(略)

第2 細部事項

1 食品加工用機械関係(第2編第1章関係)

(1) 食品加工用機械

ア 切断機及び切削機(第130条の2、第130条の3及び第130条の4関係)

第130条の2の「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スラ

イサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。

第 130 条の 2 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 2 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。

第 130 条の 3 第 1 項及び第 130 条の 4 第 1 項の「用具等」について、機械に附属する専用のものである場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

イ 粉砕機及び混合機（第 130 条の 5、第 130 条の 6 及び第 130 条の 7 関係）

改正前の第 142 条は、食品加工用のものを含めた粉砕機及び混合機について、転落等の危険を防止する措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 5 において、食品加工用粉砕機及び食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、第 130 条の 5 と第 142 条において規定される措置の内容は同一であること。

改正前の第 143 条は、食品加工用のものを含めた粉砕機及び混合機について、内容物を取り出す場合の運転停止等の措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 7 において、食品加工用粉砕機及び食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加工用粉砕機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、内容物の取り出すことが少なくなき、かつ、有効な用具等の使用によって十分に危険を防止できると考えられることから、作業の性質上、機械の運転停止が困難な場合に限らず、用具等の使用による内容物の取り出しを可能と

したこと。

食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、原材料を送給することが少なくなく、内容物を取り出す場合と同様の危険があることから、第 130 条の 6 において必要な措置を規定したこと。なお、原材料の送給が自動的に行われない構造の機械に原材料を送給する場合であっても、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、機械の運転停止等の措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。

第 130 条の 5 第 1 項の「食品加工用粉碎機又は食品加工用混合機」とは、ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって食品の原材料の粉碎、破砕、混合、混練又は攪拌を行う機械をいうこと。

第 130 条の 5 第 2 項の「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを經由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。なお、第 142 条第 2 項の「開口部」についても、同様であること。

第 130 条の 5 第 2 項の「開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」とは、機械の開口部及び可動部分の位置、大きさにより、労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合をいうこと。ただし、機械の駆動力等が次のいずれにも該当するなど、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。なお、第 142 条第 2 項についても同様であること。

- (ア) 機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること
- (イ) 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること
- (ウ) 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと

第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「蓋、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部分の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいうこと。ただし、 の (ア) から (ウ) までのいずれにも該当す

る場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるものが含まれること。

第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

ウ ロール機（第 130 条の 8 関係）

第 130 条の 8 の「食品加工用ロール機」とは、製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械をいうこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 8 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 8 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。

食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

エ 成形機及び圧縮機（第 130 条の 9 関係）

改正前の第 147 条は、食品加工用のものを含めた射出成形機等について、労働者の身体の一部が挟まれることを防止する措置を規定したものであるが、第 3 節の 2 の新設に伴い、第 130 条の 9 において、食品加工用成形機及び食品加工用圧縮機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加

工用成形機及び食品加工用圧縮機については、駆動力の小さいものがあり、労働者が身体の一部を挟まれたとしても労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、労働災害防止措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。また、連続的に加工を行うことが少なくないことから、「戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置」ではなく、「覆い、囲い等」の設置を義務付けたこと。

第 130 条の 9 の「食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機」とは、おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいうこと。

「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれること。なお、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機には、回転することによって食品を加工するものがあるため、挟まれることだけでなく、巻き込まれることによる危険を防止する措置についても規定したこと。

「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。

第 130 条の 9 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

第 130 条の 9 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

(2) 一般基準関係 (第 107 条関係)

ア 機械の調整作業時においても、機械に巻き込まれる等の危険があることから、機械（刃部を除く。）の調整の作業について、掃除、給油、検査又は修理の作業と同様に、機械の運転停止等の措置を義務付けたこと。

イ 第 1 項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。

ウ 第 1 項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

エ 第 1 項ただし書の「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）の別表第 2 の 14 (3) イに示されたものであること。

選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。

危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによつてのみ動作できること。

動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。

オ 第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。

カ 第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、同時に当該機械の起動装置に錠を掛けなければ、本項の要件を満たすことにはならないこと。

(3) その他の留意事項

ア 第2編第1章第3節の2に規定する機械(以下「食品加工用機械」という。)に設ける安全装置、覆い、囲い等については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第28条及び第29条の規定に基づく点検、整備、機能の保持等を徹底する必要があること。

イ 食品加工用機械を取り扱う労働者に対し、労働安全衛生規則第35条の雇入れ時等の教育の実施を徹底する必要があること。なお、同条第1項第1号から第4号までの事項に関する教育の省略が認められている飲食店においても、当該事項に関する教育を行うことが望ましいこと。

また、食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましいこと。

ウ 食品加工用機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分については、労働安全衛生規則第101条第1項及び第2項の規定に基づく覆い、囲い等の設置を徹底する必要があること。

2 車両系建設機械関係(第2編第2章第1節及び別表第三関係) (略)

3 附則関係

ア 施行期日(附則第1条関係)

この省令は、平成25年10月1日から施行すること。ただし、車両系建設機械関係は、平成25年7月1日から施行すること。

イ (略)

ウ 罰則に関する経過措置(附則第4条関係)

改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例によることとしたこと。

工（略）